

○此ノ仍々現行ノ印紙ノ改定ス
第十二條 前條ノ規則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不罰罪及ヒ
減刑再犯加重數額供與ノ例ヲ用ヒス

賞勳叙任

○明治十七年二月五日
藤田 太吉
波瀾國皇陛下ヨリ贈與シタル勳子太陽記章ヲ受領セシ事
○明治十七年二月廿一日
從六位 加藤 祖一
從六位 山根 秀介
從六位 武久 昌字
從六位 中村 元嘉
從六位 伴 正臣
從六位 田中 弘
從六位 谷津 春三
從六位 中澤 重業
從六位 大久保親正
從六位 松岡 康孝

時事新報

民事訴訟用印紙規則
我政府ハ一昨廿三日第五號ヲ以テ民事訴訟用印紙規則ヲ制
定シ本年四月一日ヨリコレヲ施行ス依テ明治八年十二月第
百九十六號布告訴訟用印紙規則ハ同日廢止コレヲ廢止スト
ノ事ヲ布告シテ其全文ノ如キハ本日ノ本紙公報欄内ニ就
テ開闔セラルベシ今此印紙規則施行ノ趣意ハ政府ノ費用多
ク折損其輸入ヲ増加セント欲シテ適當ノ稅源ヲ見ク偶マ
民事訴訟ノ繁多ナルヲ利シテコレニ課稅シ以テ歲入ノ一部
分ヲ補ハントスルニ在ルカ將テ近來民間ニ健康ノ風流行シ
故ノ名譽回復、營業毀損回復ナド種々ノ名目ヲ附シテ其百
ナ大ニシ根モナキ事ヲ根ノアル如ク官做シテ徒ラニ社會ノ
妨害ヲ爲スノ徒アルノミナラズ故ラニ契約ヲ疎漏シテ訴
訟ノ種々時々愚夫愚婦ヲ煽動シテ無理ノ訴ヲ起シシメ以テ己
レノ口ヲ糊スルノ實ニ供スルノ徒少ナカラザルガタメニ各
地ノ裁判所ハ概テ無用ノ煩勞ニ堪エザルノ弊ナシト云フベ
カラズ故ニ印紙ノ法ヲ以テ訴訟ノ課稅ヲ重クスルハ自カ
ラ健康ノ惡弊ヲ矯正スルノ効アルベシト云フニ在ルカ唯如
何セシ此布告文中其條々明言スル所ナキヲ以テ我輩ハ毫
モコレヲ知ルノ方便ナキナリ蓋シ訴訟本來ノ性質タルヤ他
人ノ所業ノ不持ナルガタメニ我輩理ノ既ニ在ルモノヲ再
ビ直クシテ其正ニ觀セシメントスル者ニシテ裁判ノ目的ハ
人民ノ權利ヲ伸テ枉屈スル所ナラザラシメントスルヨリ外ナ
ラズ極端ノ事例ヲ枚舉スレバ際限モナキナリトシテ訴訟全體
ノ基ツク所ハ斯ノ如クト云ハザルベシ故ニ我輩ハ今愛ニ
訴訟稅ノ性質如何ヲ研究スルヲ好マズ唯今回ノ印紙規則
ハ從前ノ印紙規則ニ比較シテ民事訴訟ノ入費上ニ何種ノ相
違アルカヲ知ラント欲スルニ

明治八年十二月第九十六號布告訴訟用印紙規則ノ第九條
ニ於テ原告被告人ヨリ裁判所ニ差出スベキ訴訟用印紙ノ額則
シ第一金額ノ額ニ關スル訴訟ノ金十圓又ハ米五石又ハ雜穀
十石未満ノモノハ一枚一圓ノ印紙ヲ用ヒ金十圓以上百圓
未満(米并ニ雜穀ノ量ハ略ス)ノモノハ一枚二圓ノ印紙ヲ
用ヒ金百圓以上五百圓未満ノモノハ一枚三圓ノ印紙ヲ用
ヒ金五百圓以上千圓未満ノモノハ一枚四圓ノ印紙ヲ用ヒ
金千圓以上ノモノハ一枚五圓ノ印紙ヲ用フルコト第二家督
相続遺子承人等ニ關スル人事ノ訴訟ハ一枚一圓六厘ノ印
紙ヲ用フルコト第三地所境界田畑等土地并ニ建築ニ關スル訴
訟ハ一枚一圓四厘ノ印紙ヲ用フルコト第四金銀人事并ニ土
地建築ニ關セザル雜事ノ訴訟ハ一枚一圓二厘ノ印紙ヲ用
フルコト第五訴訟ニ關スル文書ハ一枚五厘ノ印紙ヲ用フル
コト又同規則第十條ニ於テ裁許狀印紙ノ種類ヲ示シ一
枚二圓ヨリ同六圓マデ夫々ニ類別シテ然レム今此印紙規
則ヲ取リテ今回ノ印紙規則ニ比較シ精細ニ其輕重如何ヲ判
別セントスルハ固ヨリ我輩ノ能スル所ニアラズト雖モ試ニ
統計院編纂ノ統計年鑑ヲ結マテ最近ノ民事訴訟統計ヲ見ル
○明治十三年大審院ノ民事事件數中其訴訟ニ係ルモノ四百
九十七件同年上等裁判所ノ民事事件數中其訴訟ニ係ルモノ
五千四百七十一件同年地方裁判所并ニ支廳ノ民事事件數中其
訴訟ニ係ルモノ八万二千〇五十二件同年區裁判所ノ民事
事件數中其訴訟ニ係ルモノ四万九千七百六十一件以上合計
十三万七千七百八十一件ナリ而シテ明治十三年度我政府歲
出入稅計額表中訴訟用印紙稅ノ額ヲ見ルニ九万三千四百四
十一圓トアリ愛ニ於テ前ノ明治十三年ノ民事訴訟總件數ヲ
以テ同年度ノ訴訟用印紙稅ノ收入額ヲ扣除スルニ一件ニ付
紙稅則ニテ訴訟人ノ負擔スル印紙稅ハ一件ニ付六十七錢
位ノ平均ナリト知ラレ、ナリ倍今回ノ印紙規則ニ依ルハ
民事訴訟一件ニ付印紙稅何程ノ平均トナルヤト云フコト
今日ニ際スルコト甚ク難キハ勿論ナリト雖モ先ツ點解ニ
於テ二十錢ノ印紙稅額表ニ貼用シ裁判所ノ訴狀ハ人事
等金額ニ見積ルベカラザルモノニ限リ三圓ノ印紙其他ハ金
額五圓マデノモノ二十錢夫レヨリ次第ニ割増シテ百圓マデ
三圓、千圓マデ十五圓、五千圓マデ二十五圓、一萬圓マデ三
十五圓、十萬圓マデ二百十五圓ノ印紙稅貼用スル等次第ニ
昇リテ際限アルコト訴訟中裁判所ニ差出スル書類ノ中或ハ
二十圓ノ印紙稅貼用スルアリ或ハ五十圓ノ印紙稅貼用スル
アリ裁判所ヨリ懸ケ書類ノ原本ヲ申受ルニハ一枚ニ三錢
乃至五錢ノ割合ヲ以テ印紙稅貼用スル等ノ法ヲ確立シテ見
積リテ立ツルハ民事訴訟ノ印紙稅ハ一件ニ付平均六七圓
位ニ相當スルナラザラズ應測スルナリ即チ現行ノ印紙稅
ハ大概十倍内外ノ増加ナラント思ハレ、ナリ果シテ此計算
ニ大差ナクシテ今日第五號布告ヲ以テ民事訴訟用印紙規則
ヲ制定シタルガタメ政府ノ歲入ヲ增加スルハ決シテ少ナ

雜報

○贈位 後醍醐天皇中興ノ業ヲ輔け首として勳王ノ義旗を
揚ぐる楠河州其他新田、名和、兒島、菊池、北條、諸公の忠魂を
慰めんとして後醍醐天皇位ヲ贈られ別格賞賜に列せられしこ
と世人の了知する所あるが當時の文臣にして凡に陪臣の
專横を憤り北條高時と滅さんど率先したるも終に佐渡の
孤島に流されて彼等手に鈍れ恨を吞んで地下に赴きたる
日野中納言從三位藤原實朝卿(從二位、又同時鎌倉へ下向
して非命に斃れたる右少辨從四位下藤原俊基朝臣(從三位
と贈らせ給ふ旨去る二十二日宣下ありたり

○陸軍卿の一行 大山陸軍卿の一行は去る廿二日香港へ發
着したる旨其筋へ電報ありたり

○陸軍卿の一行 我國駐在の清國欽差大臣は明廿六日午後より永
田町ある公使館へ大臣參議を始め各國公使其他内外の貴賓
數十名と招待して親睦の宴會を開く筈なり

○宴會 海軍兵學校長伊東中將ハ一昨日本館の自邸へ兵學
校教師其他數名を招待し轉任の宴會を開き又昨日は海軍省
官吏五十餘名と招待し同く宴會を開きたりと

○家督 東京府華族從五位大久保義興氏の隱居を調査届け
ら、納勞從五位大久保正氏(一昨日本館を仰付られたり
○官廳變遷 農商務卿大審院官日下義雄氏は統計院變遷
被付られ、内務卿大審院官岡田好樹、大藏少書記官古村正義
、宮内卿少書記官田邊重七郎の三氏は孰れも太政官御用掛
兼勳仰付られ、工部卿少書記官阿部清氏ハ品川彌子製鐵所
變遷取兼勳仰付られ、内務卿大審院官清澤全吉氏の舊係
局長代理兼免され、内務少書記官兼農務院員外官清水井
久一郎氏は兼官を免せられたり、農に關する農務院員外官清水井